

債券の上場手数料及び年賦課金

債券（転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。）の上場手数料及び年賦課金については、次のとおりとする。

（1）上場手数料（国債証券を除く。）

残存年数10年未満のもの 1銘柄につき 30万円

残存年数10年以上のもの 1銘柄につき 40万円

（a）上場手数料は、当該銘柄の上場日前に納入するものとする。

（b）上場会社の合併などにより上場廃止された債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

（2）年賦課金

1銘柄につき10万円

ただし、上場銘柄が2銘柄以上のときは

そのうち 1銘柄につき 10万円

その他の銘柄 1銘柄につき 5万円

（a）年賦課金は、年2回にわけて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するものとする（国債証券については、最近1年間（「最近」の起算は、前年12月末日からさかのぼるものとする。）において、当該国債証券の売買が本所の開設する取引所金融商品市場において行われた銘柄に限る。）。

（b）6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（2月末日納入分）を免除する。

（c）7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

（d）6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。

(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第15条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料(b)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

付 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の(1)の規定は、この規則の施行の日以後に第1回目の利払期日を迎える国債証券から適用する。
- 3 改正後の(2)の規定は、この規則の施行の日以後に納入日を迎える国債証券から適用する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。